

開催します！消費生活移動相談室

契約やお買い物のトラブル、借金問題など、消費生活に関わるお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けられます。ぜひご利用ください。

(先着3名までの予約制です。)

日時：3月13日(土) 午前9時～正午

場所：聖籠町役場1階 住民相談室

申込み：聖籠町消費生活センター

☎ 0254-27-1958



通信

3月
vol.125

☑ 役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

賃貸住宅の退去トラブルにご注意を



(子どもサポート情報より)

【事例】

大学生の娘が1年ほど入居したアパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床の補修費用、清掃代などで退去費用が合計13万円になり、敷金9万円を差し引いた4万円を請求された。

請求書の内容に納得がいかない。仲介業者に指摘されたシミや傷についても、娘はやっていないと言っている。(当事者：学生 女性)

1月相談受付状況

件数	主な相談内容
4件	光回線・不審な郵便物・不審なメール・水栓の故障

原則として契約書の内容に従うこととなります。こんなことに留意しましょう。

入居時

- ☑ 出来る限り家主や仲介業者と一緒に部屋の現状を確認し、記録を残す。(傷、汚れなど)
- ☑ 契約書面を最後までよく読む。疑問点があれば、契約する前に十分な説明を求める。

退去時

- ☑ 家主側との現状確認に先立ち、契約書面・入居時に残した記録をチェックしておく。
- ☑ 契約内容に反する費用を請求されたら、支払う前に根拠や内訳など十分な説明を求める。

※国土交通省『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』

原状回復の費用負担のあり方について、貸主と借主の負担の範囲や算定の考え方の一般的な基準を定めています。これによると、例えばテレビや冷蔵庫の後ろの壁に生じた黒ずみ、家具を置いたことによる床の凹みなどは、通常の使い方をしたにも関わらず発生した汚損・破損(通常損耗)と考えられ、借主に回復費用の負担義務はないとされています。参考にしてください。